

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 特定計量器定期検査
  - 道路の区域変更
  - 急傾斜地崩壊危険区域の指定
- 【公告】
- 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧
  - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

工業技術センター

道路整備課

防災砂防課

経営支援課

建築指導課

## 目次

担当課（室）

# 令和6年2月20日 岡山県公報 第12575号

## ◎岡山県告示第六十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもり（以下「非自動はかり等」という。）とする。

令和六年二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場 所	期 日
津山市 井原市 総社市 備前市 赤磐市 美作市 和気町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町	岡山県計量管理センター（岡山市北区芳賀五三〇一番地）（ただし、特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に掲げる場合にあつては、その特定計量器の所在の場所）	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間内において別途指定する日

備考 ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり等の定期検査については、指定定期検査機関である一般社団法人岡山県計量協会が実施する。

# 令和6年2月20日 岡山県公報 第12575号

◎岡山県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 六条院東里庄線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
浅口郡里庄町大字新庄字大奈良三六〇〇番一地从先から 浅口郡里庄町大字新庄字青ヶ谷三七〇九番一地从先まで	新	八・四 一四 一九・四	二〇七・三
浅口郡里庄町大字新庄字大奈良三六〇〇番一地从先から 浅口郡里庄町大字新庄字青ヶ谷三七〇九番一地从先まで	旧	七・一 一四 一九・四	二〇七・三

# 令和6年2月20日 岡山県公報 第12575号

## ◎岡山県告示第六十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。  
その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 町屋敷地区（追加）

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県美作市下町字居屋敷	一五六番一	一号
〃	一五七番二地先道路敷	二号
〃	一四五番一地先道路敷	十五号
〃	一四八番	十六号
〃	一五二番一地先道路敷	十七号
〃	五四四番	三号
〃	字竹山裾	四号
〃	字愛岩下夕	五号
〃	字大畑	六号
〃	字城山矢倉下夕	七号
〃	字曲り	八号
〃	字天狗岩裾	九号
〃	字町頭	十二号
〃	〃	十号
〃	字天狗岩下夕	十一号
〃	字町頭道ノ下夕	十三号
〃	字射場	十四号
〃	〃	五六四番二

# 令和6年2月20日 岡山県公報 第12575号

〔八九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年二月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称（仮称）ドラッグコスモス勝央町店  
所在地 勝田郡勝央町黒土字池尻一〇一番二ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社コスモス薬品  
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号  
代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社コスモス薬品  
住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号  
代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和六年十月七日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千三百五十三平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 駐車場の収容台数 五十二台  
(2) 駐輪場の収容台数 十台  
(3) 荷さばき施設の面積 二十七平方メートル  
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 九・九立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
午前九時  
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
午後十時  
(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後十時三十分まで  
(4) 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所  
(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前五時から午後十時まで

## 二 届出年月日

令和六年二月六日

## 三 縦覧の期間及び場所

### 1 縦覧の期間

令和六年二月二十日から同年六月二十日まで

### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び勝央町産業建設部

# 令和6年2月20日 岡山県公報 第12575号

〔九〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年二月二十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字新田後一六二〇番三八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

沖縄県石垣市字平久保二三四番地二六四

河上 眞一

河上 咲子

三 許可年月日及び許可番号

令和六年一月十一日岡山県指令建指第三二七号